

### ③ 暴力団犯罪の被害者等への対応

#### 犯罪被害者等支援の現状

暴力団犯罪の被害者等は、警察に相談することによって暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかとの不安を抱いている場合が少なくありません。

そこで、警察では、こうした犯罪被害者等の安全を確保しつつ、積極的な被害の申告を促すため、専用電話を開設するなどして暴力団関係相談の受理体制を整備し、相談者の不安感が取り除かれるよう助言を行うとともに、事件検挙、暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出、警告等の措置を講じているほか、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)や各弁護士会民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう努めています。

また、暴力団犯罪の被害者等からの申出に基づいて、

##### 暴力団員への連絡や連絡先の教示

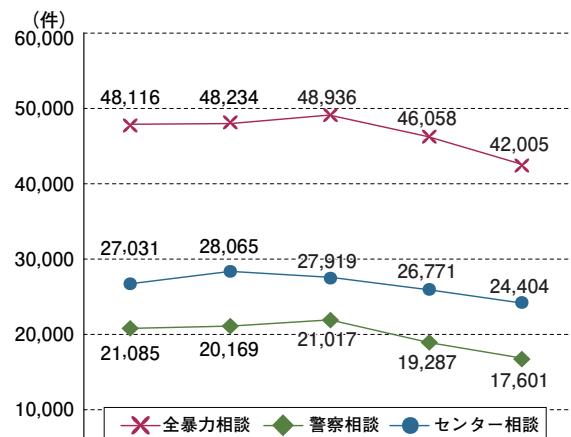
##### 被害回復交渉についての助言

##### 被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用

等の援助を行うことにより、暴力団犯罪による被害の回復を図っています。

平成23年12月、「保護対策実施要綱」を新たに制定し、暴力団犯罪の被害者や参考人、暴力団等との関係の遮断を図る企業関係者等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定して保護対策を強化したほか、パトロールを徹底するなどして、危害を未然に防止するよう努めています。

#### ● 暴力団関係相談件数の推移



区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全暴力相談	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005
警察相談	21,085	20,169	21,017	19,287	17,601
センター相談	27,031	28,065	27,919	26,771	24,404

#### 損害賠償請求制度について ～被害者側の立証負担の軽減～

平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行って、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負う事が規定されました。

この規定により、例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

#### 都道府県センターとの連携

都道府県センターでは、警察その他の関係機関等との連携の下、暴力追放相談委員として委嘱された弁護士、少年指導委員、保護司、元警察職員等がそれぞれの専門的知識、経験を生かして暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるとともに、暴力団員による不当な行為の被害者等に対する見舞金の支給、暴力団員を相手取った民事訴訟の費用の貸付け等の事業を行っています。

都道府県センターや警察署では、「民暴相談のしおり」を配布し、その事業内容等を紹介しています。

